



はたら
なかま

◎ともに働く仲間として

ほんし げんざい やく まん せんにん がいこくじん く
本市には、現在、約1万9千人の外国人が暮らしています。その半数近く
にほん しょくみんち しはい れきしてきけい も さいにちかんこく ちょうせん ひとびと
は日本の植民地支配などの歴史的経緯を持つ在日韓国・朝鮮の人々です
きんねん ちゅうごく
が、近年では、中国やベトナム、フィリピンなど80カ国以上の人々が地
いきじゅうみん く
域住民として暮らしています。

みな しょくば とも はたら がいこくせき かた しょくば
皆さんの中には、共に働く外国籍の方がおられる職場もあるでしょう。
いちふききょう こようじっせき おうぼしかく にほんこくせき ゆう
しかし、一部企業では、「雇用実績がない」「応募資格に、日本国籍を有す
かた かぎ しゆうしきよ きかい うば しゆうしきよ ご つうしきよめい
る方と限っているので」などと就職の機会を奪ったり、就職後に通称名
にほんめい しよう もと じれい
(日本名)の使用を求めるといった事例がみられます。

はたら けんり せいそんけん ひと ほしょう じんしゅ みんぞく
働く権利は、生存権としてすべての人に保障されており、人種、民族、
こくせき しゆうしきよ さべつ けんぼう いはん ゆる
国籍などで就職差別をすることは憲法違反であり許されません。また、名
まえ じんかくけん ひと こよう さい つうしきよめい しよう もと せいいしん
前は人格権の一つであり、雇用に際して通称名の使用を求めるることは精神
てきくつう し じんけんしんがい
的苦痛を強いる人権侵害です。

いっぽう こよう しゃかい ほけん ねんきん にほんじん どうとう せいど てきよう
一方、雇用にあたっては、社会保険、年金など日本人と同等の制度適用をは
かるとともに、その情報を提供する必要があります。

ほんし ねん ひがしおおさか し た ぶん か きょうせい し しん さくてい にほんじんじゅう
本市では、2022年に「東大阪市多文化共生指針」を策定し、日本人住
みん がいこくじんじゅうみん おな ち いき いちいん あんしん く しゃかい
民と外国人住民が同じ地域の一員として、ともに安心して暮らせる社会の
じつけん かつどう と く 実現をめざし、さまざまな活動に取り組んでいます。

こくせき こと ひと きょうせい じ ぶん こと こと
国籍などが異なる人たちと共生していくために、自分たちとは異なる言
ば ぶんか せいかつしゅうかん しゆうきょう ふ ちが いっぽう
葉、文化、生活習慣、宗教などに触れたとき、「違う」からといって一方
てき ひてい はいじょ たが ちが みど そんちょう
的に否定したり、排除したりせずに、お互いの違いを認めあい、尊重しあう
しょくは ちいきしゃかい たぶんか きょうせい とも きず
職場や地域社会、多文化共生のまちを共に築いていきましょう。

ほんし さまざま けいはつ しないがくこう じ どうせい と じんけんさくひん けいさい
※ 本市では、様々な啓発イベント、市内学校児童生徒による人権作品を掲載し
た「ヒューマンライツカレンダー」や「人権作品集」、その他啓発冊子を作成
し、市内行政施設で配布していますので、人権研修等をご利用ください。

つぎ かんけいかくか じんけんぶんか じけん きさい
※ 次のページに関係各課（人権文化部）ホームページ2次元バーコードを記載しています。





4

なくそう部落差別 ~私たちみんなの力で~

ほんにん のうよく しんしつ まつた かんけい) けっこん しゅうしき じんせい たいせつ じき どう
本人の能力や資質とは全く関係なく、結婚や就職などの人生の大切な時期に、同
わちく しゅっしん りゆう さべつ う ふらくさべつ さべつ ひと
和地区出身という理由だけで差別を受けるとしたら…。部落差別は、差別された人た
ちに耐え難い苦痛を与え、人を喜びを奪う評議會です。
さいきん じょう ひ ぼうらうしょう さ べつてき ふんしょう けいさい どう わちく
最近では、インターネット上に誹謗中傷や差別的な文章を掲載したり、同和地区の
ちめい ちいき おおせい き じ けいじばん エヌエスエス どう わちく
地名やその地域に多い姓などとする記事を掲示板やSNS(ソーシャルネットワーキ
ングサービス)に投稿するといった問題が起きています。

部落差別事象の発生を防ぐため

おおさかふ おおさかふ ふくらくさべつちょう さとう きせいとうとうじょうれい さだ
大阪府では、「大阪府部落差別調査等規制等条例」を定めています。
ほんし しめん きほんてきじんけん おおさかふ きょうりょく けいはつ つと
本市においても、市民の基本的人権をまもるため、大阪府と協力して啓発に努めています。



部落差別調査などをなくし、差別のない笑顔あふれる社会を築きましょう。

かんけいかく か じんけんぶん か ぶ
関係各課(人権文化部)のホームページはこちら

じんけんけいははく か
人権啓発課



じんけんどう わ ちょうせい か
人権同和調整課



たぶんか きょうせい だんじょきょうどうさんかく か
多文化共生・男女共同参画課

◎ワーク・ライフ・バランス（しごとせいかつちょうわ）とは

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があってこそ、人生の生きがいや喜びは倍増します。

『ワーク・ライフ・バランス』とは、仕事にやりがいや充実感を感じ、責任を果たしながら家庭や地域などの生活も充実させるという豊かで実りのある人生を送るための考え方です。この考え方は、企業にとっても、優秀な人材の獲得や人材の定着につながるものとして注目されています。



◎ワーク・ライフ・バランスの実現でいきいき働き続けられる企業に

企業における、ワーク・ライフ・バランスの推進は、「企業経営にとってコストになるのではないか」、「管理職や周囲の従業員の負担になるのではないか」、「働き方の柔軟化に対応した管理業務・人事評価が難しいのではないか」といった懸念から、取り組みを躊躇する声も聞かれますが、実際に取り組んでいる企業には、①従業員の定着、②優秀な人材の確保、③従業員のモチベーション向上、④企業ロイヤリティの向上など、様々なメリット、効果が生まれています。

従業員がいきいきと働き続けられる企業こそ、これからの時代に求められる企業です。



さぎょう じょせい じんけん
企業における「女性の人権」

「人権」と聞くと、ふだんの仕事とは関係がないように思ひがち。しかし、特に身近な「女性の人権」を考えてみるとどうでしょう。そこには、あなたの会社の活動、社風、慣習、みんなの毎日の言動の中に、気づかず見過ごされていることが多いのではないかでしょうか？ 最近では、企業の社会的責任が注目されています。女性の人権を大切にする会社が、顧客や社会から高く評価されるようになりました。



しょくば だんじょきょうどうさんかく さいせんせん
職場は男女共同参画の最前線。

働く権利は、女性にも男性にも同様に保障されています。

男女共同参画社会は、男女どちらも「自立した個人」として自己実現がめざせる社会です。たとえば「男は仕事」「女は家庭」などといった固定的意識にとらわれていませんか。女性も男性も自分の意思で働く権利があります。すべての人が社会に参画しながら、個人の可能性を発揮できる職場づくりは、「企業の社会的責任=CSR」の一つの柱となっています。

しょくば じょせい じんけんそんちょう
職場での女性の人権尊重は、

「意識」と「制度」の両輪が求められています。

自分の能力を活かして働きたい女性にとって、ひとつの壁となるいるのが「仕事と家庭の両立」です。男女ともに子育てなどをしながら働き続けることができる企業環境づくりが重要です。

- ・職場からは「家庭より仕事が優先」といった風潮をなくす。
- ・家庭では育児や家事を女性まかせにしない。

また、家庭を持つ従業員をフォローできる勤務形態や社内規定を整備するなど、意識と制度の両輪を築いていくことが女性の力を企業に活かしていくための大きな鍵となっています。



まち 守っていますか？「男女雇用機会均等法」

ぼしゅうさいようはいちらうしゅうしんとうせいべつ
募集・採用・配置・昇進等において、性別による
さべつきんしきじゆうしきじゆうせいのりゆうじょせいせいべつ
差別を禁止しているのが「男女雇用機会均等法」です。

ひょうどう
ジェンダー平等を実現しよう



- 募集・採用から、性別を理由に女性を排除していませんか？
- 面接・採用試験など、女性に男性と異なる扱いをしていませんか？
- 形式上男女を募集の対象としても、実際は違っていませんか？
- 女性も男性も、人物や能力本位で選考していますか？

男女公平な昇進・昇格のシステムを

あなたの中では、女性は係長か、良くて課長どまりなどという現実はありませんか？
女性が役職者に占める割合は、最新の統計(令和3年度雇用均等基本調査)でも、課長相当以上の管理職で、まだ12.3%に過ぎません。
男女限らず、職業意識を高く持ち、自らの能力を発揮するための個人的努力は大切です。一方で、それに公平に応える制度が企業になければ、女性の活躍は望めません。職場環境の整備と共に「性別にとらわれない平等な昇進・昇格システム」の早急な構築が望まれています。

職場内の賃金格差は「利益」を生まずに「不満」を生みます。

こうせいろうどうしょうれいわねんちんぎんこうそうきほんとうけい
厚生労働省「令和3年賃金構造基本統計
ちょうさけっかたんせいいっぽんろうどうしゃ
調査」の結果によると、男性の一般労働者
の平均給与を100とした場合、女性の一般
労働者の給与水準は、約75%止まりです。
おなしごとにようだんじょちんぎんかくさ
同じ仕事内容で男女の賃金格差があれ
ば、不満が生まれ、労働意欲は減少し、生産
こうりつさろうどういよくげんしょせいさん
効率も下がります。労働内容に見合った平
どうちんぎんたいけいかくりつけきょうけいそくべきょう
等賃金体系の確立は、企業の継続的な利
えきこうじょうたいせつ
益の向上のためにも大切なことです。



◎厚生労働省では、企業が人権問題を正しく理解・認識し、「公正な採用選考」(次ページQ & A参照)を実施することを目指して、公正採用選考人権啓発推進員(以下「推進員」といいます。)制度を設けています。



おおさか げんそく じょうじし
 ◎大阪では、原則、常時使
 よう じゅうしょういん かず
 用する従業員の数が25
 にん いじょう しそうしょ たいしょう
 人以上の事業所を対象に、
 すいしんいん せんにん
 「推進員」を選任して
 ほうこく
 『ハローワーク』への報告
 ねが
 をお願いしています。

げんざい しゃかいてき み ぶん みんぞく しんじょう せいべつ しょううかい
 現在においても、なお社会的身分・民族・信条・性別・障害があること
 とう きいん じんけんしんかい そんさい
 等に起因するさまざまな人権侵害が存在しており、また、国際化、高齢化、
 じょうほうかとう しんてん ともな じんけん かん しょかだい けんさいか
 情報化等の進展に伴い、人権に関する諸課題が顕在化してきています。

かくきょう さべつかいしょう む しゅじゅ とりよく
 各企業では、これらの差別解消に向けて種々ご努力いただいているとこ
 さんねん いま ふ ごり さいようせんこう き ほんてきじんけん おか
 ろですが、残念ながら、今なお、不合理な採用選考や基本的人権を侵すよう
 じょうあと た げんじょう
 な事象が跡を絶たない現状にあります。

ひと じゅうきょうういん さいよう さいじゅうよう か だい
 企業にとってどのような人を従業員として採用するのかは最重要課題
 きぎょう もくでき あ さいひ けつい とうせん
 であり、それぞれの企業がその目的に合わせて採否を決定することは当然で
 きぎょう しゃかいてきせきにん もと なか さいよう せんこう ばめん
 す。しかし、企業の社会的責任が求められる中、採用・選考の場面において
 じんけん そんちょう
 も人権が尊重されなくてはなりません。

かき さべつ かんぜん はいじょ
 企業も社会の一員である限り、さまざまな差別を完全に排除するという
 じゅうだい やくわり しゃかいてきせきにん じかく こうせい さいよう そくしん きぎょうない
 重大な役割を社会的責任として自覚し、公正な採用の促進と企業内における
 じんけんそんちょう かくほ む しゅだいてき じしゅてき かつどう すいしん
 人権尊重の確保に向けて主体的・自主的な活動を推進していただくこと
 ひつよう
 が必要です。



『公正な採用選考』って何だろう？



- ①「人を人として見る」人間尊重の精神、
すなわち、応募者の基本的人権を尊重する。
- ②応募者の適性・能力のみを基準として行う。
- ③募集にあたり広く応募者に門戸を開く。



◆この3点の考え方方が大切です！↑



公正採用選考人権啓発推進員の選任をお願いします

すでに、多数の事業所において「推進員」を選任されており、従業員に対する人権研修の計画・実施など主体的な取り組みが進められていますが、まだ選任されていない事業所にあっては、最寄りのハローワーク(公共職業安定所)へご相談いただき、早急に選任していただくようお願いいたします。(※推進員の変更についてもハローワークへの報告が必要です。)



人権研修の充実を

ハローワークでは、公正な採用選考や様々な人権問題を、企業に正しく理解・認識していただくため、定期的に推進員やトップクラス等を対象とした研修会を実施しています。研修テーマは、採用選考のみならず、労務管理や事業運営にも役立つ内容となっています。受講料は無料です。また、公正な採用選考に役立つ各種啓発資料を設置しています。

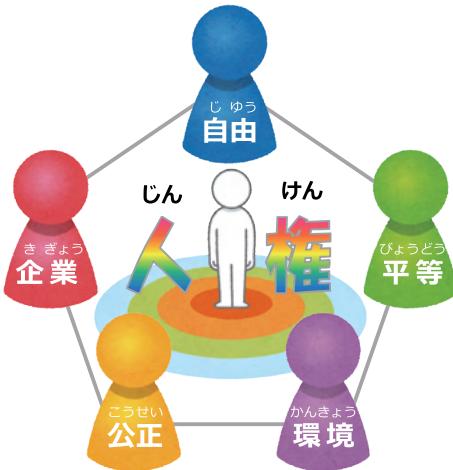
東大阪市企業人権協議会への積極的参加を！

～私たちは人権を重んずる企業(事業所)の集まりです～

「東大阪市企業人権協議会」は、企業の立場から人権を考え人権を尊重した明るい社会づくりのために、さまざまな人権問題に取り組む組織として活動を進めています。

「人権を尊重した企業経営」の視点が特にここ数年、急速に広がってきています。ともすれば経済活動のみが優先され、人権、環境などの「人を大切にする理念」が、なおざりにされて来たことを見直そうといふ動きがあります。

社会に対する影響力の大きい企業が相互に研鑽、啓発し、「明るい社会づくり」の実現に向かって、活動を進めているのが、『東大阪市企業人権協議会』(略称「東大阪市企人協」)です。



本市内の企業(事業所)においては、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題解決のために、企業(事業所)の立場から啓発活動の推進・充実、就職の機会均等を図るなど、人権尊重社会の実現に資することを目的に「東大阪市企業人権協議会」を結成(1978年設立・約210社)し、研修会や啓発活動などの各種事業に取り組んでいます。

◎えせ同和行為にみんなで「NO」を！



*対応のポイントは次ページへ

当協議会では、同和・人権問題を口
実に企業等に不当な圧力をかけ、電話や
訪問で「高額な書籍の売りつけや送りつけ」「工事の下請けの強要」「寄付の強要」
等を行う『えせ同和行為』排除へ向けた
取り組みも進めています。

◎東大阪市企人協へのご加入はお済みですか？

「公正採用選考人権啓発推進員」
を設置する事業所をはじめ、多数の事業所が「東大阪市企業人権協議会」
に加入し、従業員への人権研修、啓発活動など、人権問題解決の取り組み
を進めています。まだ加入されてない事業所におかれましては、早期に加入されることをおすすめします。



◎東大阪市企人協の主な取り組み

- ✿ 「就職差別撤廃月間」街頭キャンペーンの実施
- ✿ 人権啓発講演会、企業啓発研修会の開催
- ✿ 大阪企業人権協議会と連携した相談事業(人権・えせ同和行為等)
各種啓発事業・イベントへの参加 など

● 東大阪市企人協事務局 (都市魅力産業スポーツ部 労働雇用政策室)
電話：06-4309-3178 FAX：06-4309-3846

えせ同和行為には…

みんなで No!

対応の
ポイント

“えせ同和行為”とは

同和問題を口実にして企業や官公署などに違法・不当な利益や義務のないことを要求する行為のことです。“えせ同和行為”は、同和問題に関する誤った意識を植え付け、偏見や差別意識を助長する要因となっています。このような行為に応じてはなりません。

おたく
おかげんの?

出典 中小企業庁ホームページ
https://www.chusho.meti.go.jp/soudan/jinken_pamf/index.htm

CASE 1

電話が
かかってきた

同和問題の書籍を
買っていただきたい

購入する意思はありません

では一度お話を伺いたい

お会いするつもりは
ありません

POINT

- 相手が誰で、どんな要求をしているのかを明確にする
- 暴力的言動があった場合には、直ちに警察への要請、通報など法的手続きをとる
- 日頃から、えせ同和行為の電話への対策を立てておき、電話対応マニュアルを作るか、担当者を決めておく
- 万が一にも押し切られて購入してしまった場合は、8日以内に購入の意志がないことを表明して返送、クーリングオフ制度を利用する
- 法務局、弁護士、警察、暴追センターとの連携をとる

CASE 2

会社へ
来てしまった

同和問題の学習が
必要でしょう。
この本を買えばいい

その必要は
ありません

私たちの
研修に参加すればいい

研修は
公的機関が
実施するものを
受けます

POINT

- 必ず2名以上、できれば相手より多い人数で対応する
- 相手の要求する場所には行かず、自社応接室で対応する
- 最初から面会時間を区切る
- 長居を認める態度と思われるのでお茶を出さない
- 不要なことをはっきり告げて帰ってもらう
- 断るべきは「予算がない」ではなく「購入する意思はない」とハッキリ